

議案第五號

福生町吏員報酬額並費用雜償額及其支給條例
の一部改正の件

福生町吏員報酬額並費用雜償及其の支給條例の一部を次のように
改正する。

昭和二十三年八月二十日提出

福生町長 岸 徳次郎

昭和二十三年八月二十日
 町会議員報酬額並費用雜償額及其支給條例の一部を次のように改正する

條例第 五 條

福生町吏員報酬額並費用雜償額及其支給條例の一部を次のように改正する

別表第一

町会議員	年額一八〇〇円	町会議員	年額三六〇〇円
町会議長加給	年額一〇〇〇円	町会議長加給	年額二四〇〇円
町会副議長加給	年額六〇〇円	町会副議長加給	年額一六〇〇円
公安委員	月額二〇〇円	常任委員	年額一〇〇〇円
委員	年額三〇〇円	公安委員長	月額五〇〇円
		公安委員	月額三〇〇円

に改める

附則

本條例は昭和二十三年七月一日から之を施行する

提案理由

給与の改正に伴ひ報酬額に之に充てりし必要を主として本案提出の理由である

議案第六號

福生町職員の新給與實施に関する條例
設定の件

福生町職員。新給與實施に関する條例を別紙の
ように設定する

昭和二十三年八月二十日提呈

福生町長 岸 徳次郎

條例第 五

福生町職員の新給與實施に関する條例

第一條

町長 助役 収入役 主事 書記 書記補 雇員 傭人 嘱託員 孝識給
驗を有する者の中から選任された監査委員 議會の書記長及び書記 選舉管理委
員會の書記並びに監査委員の事務を補助する書記（以下單に職員と謂う）であつ
て常時勤務に服する者の給與については當分の間、本條例による

第二條

この條例による給與は俸給 扶養手當 勤務地手當及び特殊勤務手當とす
る

第三條

各職員を受ける俸給はその職務の複雑困難及び責任の度 勤務の強度 勤
務時間 勤務環境 その他勤務に関する條件に基いたものでなければならぬ

第四條

職員の職務はこれを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的の
職務の内容は町長がこれを定める

第五條

前項の規定により分類せられた職務の各級における俸給の幅は別表による
あらたに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移

第六條

つた場合の俸給並びに同一級内に於ける俸給の昇給の基準は町長がこれを定める
俸給の支給に關しては福生町吏員給料額及其の支給條例の例による

第七條

扶養手當は扶養親族のある職員に對し 扶養親族一人につき月額
金二百五十圓を支給する

第八條

前項の扶養手當の支給に關しては町長がこれを定める
勤務地手當の月額、俸給の月額と扶養手當の月額との合計額に二割を乗
して得る額とする

第九條

職員が通常でない特殊の勤務に従事し、その勤務に對する報酬について特
別の考慮を必要とする場合において、それを俸給に組入れることが不可能である
か、又は著しく困難な事情があるときは、その特殊性に應じ、特殊勤務手當を支
給することができ、

前項の特殊勤務手當の種類、支給を受ける者の範圍、手當の額及びその支給の方
法は、町長がこれを定める

第十條

職員が執務しなるときは、その執務しなるときにつき特に承認のあつた場

合を除く外、前各條の規定にかゝらず、その執務しなるときは、一時間
當りの俸給（これに對する勤務地手當を含む）を減額する

前項の一時時間當りの暫定俸給の額は、昭和二十三年條例第八號（労働基準法等の
施行に伴ふ給與の應急措置に關する條例）に基き、超過勤務手當を支給する場合
における一時時間當りの給與額の計算方法と同様の方法によつて計算した額とする
第一項の場合において、その月分の給與が既に支給されているときは、その後
において支給すべき給與から、これを減額する

附 則

第十一條 此の條例は公布の日から、これを施行し、昭和二十三年六月分の給與から
適用する

第十二條 職員が昭和二十三年六月一日以後の分として既に支給を受けた給與は、こ
の條例による給與の内拂とみなす

十五級	十四級	十三級	十二級	十一級	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	給
別	一〇四〇〇	九一〇〇	七八〇〇	六五〇〇	五二〇〇	四九〇〇	三九〇〇	三三〇〇	二六〇〇	二二〇〇	一九五〇	一六九〇	一四三〇	一三〇〇	一
下	一〇九二〇	九三六〇	八〇六〇	六七六〇	五四六〇	四六八〇	四〇三〇	三三八〇	二七三〇	二二八〇	二〇二〇	一七六〇	一五〇〇	一三七〇	二
あ	一一四四〇	九八八〇	八三二〇	七〇二〇	五七二〇	四八一〇	四一六〇	三五一〇	二八六〇	二四一〇	二一五〇	一八九〇	一五六〇	一四三〇	三
額	一二九六〇	一〇八八〇	八五八〇	七二八〇	五九八〇	四九四〇	四三九〇	三六四〇	二九九〇	二四一〇	二一五〇	一八九〇	一六三六	一五〇〇	四
	一三四八〇	一一四〇〇	八八四〇	七五四〇	六二四〇	五〇七〇	四四二〇	三七七〇	三一二〇	二四七〇	二二一〇	一九五〇	一六九〇	一五六〇	五
	一三〇〇〇	一〇四〇〇	九一〇〇	七八〇〇	六五〇〇	五二〇〇	四九〇〇	三九〇〇	三三〇〇	二六〇〇	二二〇〇	一九五〇	一六九〇	一四三〇	六
				六七六〇		五三三〇	四六八〇	四〇三〇	三三八〇	二六〇〇	二三四〇	二〇八〇	一八二〇		七
					五四六〇	四八一〇	四一六〇	四三九〇	三六四〇	二九九〇	二六七〇				八
					五五九〇	四九四〇	四三九〇	三六四〇	二九九〇	二六七〇	二七三〇				九
					五七二〇	五〇七〇	四四二〇	三七七〇	三一二〇	二四七〇	二八〇〇				十
															備
															考

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...

議案第七號

福生町税及その賦課徴収條例の一部改正の件

福生町税及其の賦課徴収條例の一部を別紙の通り改正する
ものとする

昭和二十三年八月二十日提出

福生町長 岸 徳次郎

提案理由

税法の改正により所得税、営業税により課税が困難となつたので町民税の算定基準を簡素化し徴税の迅速を図りたい
之が本案提出の理由である

この本業外に出る取組である

その田舎の首長等々を所集し、地所の玉座を設けし
て、お五郎の御前等々を御集し、お五郎の御前等々を御集し

御集し

御集し

御集し

御集し

御集し

御集し

條例第 二

衛生町税及びその賦課徴収條例の一部を次のとおり改める

第十二條 町民税は均当割による外家屋の賃貸価格並に土地の賃貸
価格及び資産状況を斟酌を課税標準として之を賦課する

第十三條 町民税の賦課標準は均当割については税総額の三割、家屋
及土地の賃貸価格については税総額の各二割及び資産状況の

斟酌の額は税総額の三割として課税標準額に按令してこれを
賦課する

議案第八号

國民健康保険を行ふ件

國民健康保険法第二條により福生所において國民健康保険を行ふものとする

昭和三十三年八月二十日提せ

福生所長 岩 徳次郎

提案理由

國民健康保険法の改正により國民健康保険は原則として市町村がニトを行ふことになつた之が本提案の理由である

市町村は、この条例を遵守し、その旨を執行するものとする。

昭和三十三年八月二十日 市町村長 徳次郎

昭和三十三年八月二十日 市町村長 徳次郎

市町村は、この条例を遵守し、その旨を執行するものとする。

市町村は、この条例を遵守し、その旨を執行するものとする。

昭和三十三年八月二十日 市町村長 徳次郎

市町村は、この条例を遵守し、その旨を執行するものとする。

議案第九号

地方税法第三十五條による書類の公告に関する條例設定の件

地方税法第三十五條による書類の公告に関する條例を次のとおり定める

昭和三十三年八月二十日 提出

福生町 長 岸 徳次郎

條例第 号

地方税法第三十五條による書類の公告に関する條例

地方税法第三十五條の規定による徴税命令書、徴税令書督促状及び

滞納處分に関する書類の要旨の公告は福生町公告式に依り之を執行す

附 則

本條例は公布の日から之を施行する